公職選挙法第 161 条に基づく個人演説会等を開催できる施設について

１　選挙運動のための演説会とは

公職選挙法において、選挙運動のためにすることが認められている演説会は、３種類（以下「個人演説会等」という。）です。

(1)個人演説会　　（公職の候補者）
(2)政党演説会　　（候補者届出政党）
(3)政党等演説会　（衆議院名簿届出政党等）

個人演説会等を開催することができる施設は、**公営施設**（公選法第 161 条第 1 項）と、**公営施設以外の施設**（公選法第 161 条の２）の２種類に区分されます。

２　公営施設とは、

公職選挙法第 161 条第 1 項の規定により、個人演説会等を開催することができる公営施設は、次の(1)～(3)に限られます。

(1)学校及び公民館
(2)地方公共団体の管理に属する公会堂
(3)市町村選挙管理委員会が指定する施設

上記の施設を使用して個人演説会等を開催しようとする場合は、開催予定日前２日までに、使用しようとする施設、開催予定日時、候補者氏名等を文書に記入して、その施設が所在する市町村の選挙管理委員会へ申し出なければなりません。

３　公営施設以外の施設

公営施設以外の施設（寺院、劇場等）を使用する場合は、当該施設の所有者や管理者の承諾を得ることで個人演説会等を開催することができます。

ただし、電車、駅の構内等の一般交通の用に供する施設及び病院等の療養施設においては演説会を開催することが禁止されています。